

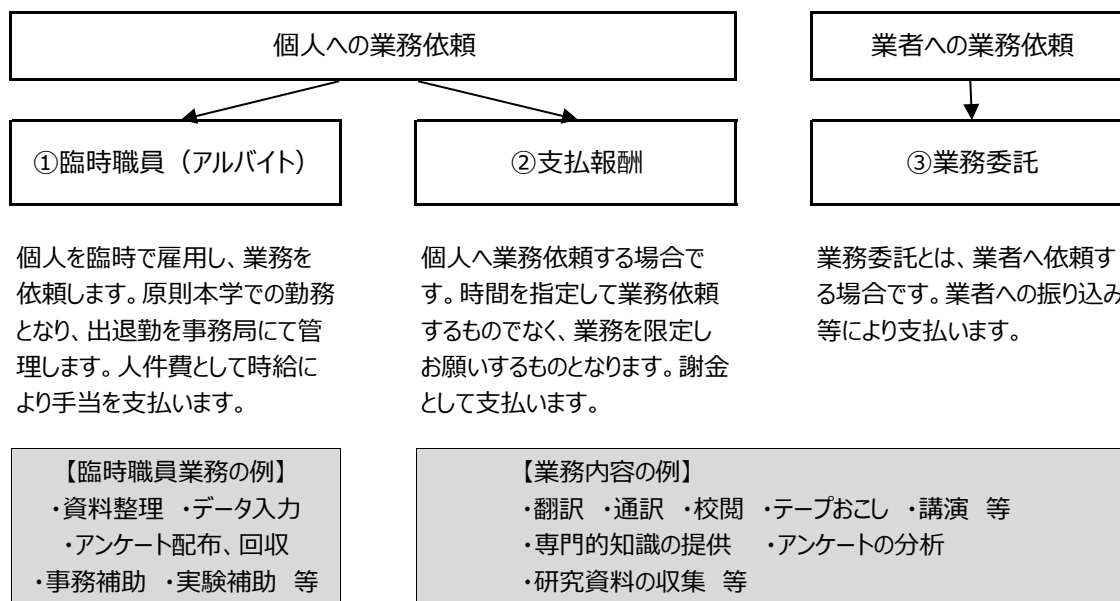
1. 臨時職員(アルバイト)の雇用・支払報酬・業務委託等について

研究遂行のために、研究協力として資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等の業務を依頼することができます。

業務依頼にむけて、臨時職員（アルバイト）の雇用と、業務委託に大きくわけることとなります。業務委託には、個人へ依頼するもの、業者に依頼するものがあり、個人に依頼してもその個人の所属する業者のもとでの依頼になる場合もあります。

依頼方法、支払方法により、①臨時職員（アルバイト）、②支払報酬、③業務委託にわかれますので、事前に研究支援課（車道は総務課）に相談してください。

なお、①②については源泉徴収の対象になります。



1-1 臨時職員（アルバイト）の雇用について

作業依頼開始前（原則雇用開始1ヵ月前まで）に、必ず研究支援課(車道は総務課)へ連絡してください。

単価	平日9時～17時の7時間以内、土曜日9時～17時の3時間30分以内：930円/時給 上記外の土、日、祝：1,163円/時給（2020.02現在）
給与の支払	月末締め翌23日払い
出退勤管理	作業従事者には、研究支援課（車道は総務課）にて勤務前、勤務後に「勤務状況表」に必要な事項を記載してもらい、出退勤管理を行います。 申請者は、作業従事者が記載した「勤務状況表」を月末に再確認し、押印をしてください。

- * 勤務時間が6時間を超える場合は、45分以上の休憩を取る。
- * 30日以内の期間を定めて雇用する場合、週当たり5日以内、1日当たり7時間以内の範囲で雇用するものとする。
- * 31日以上、1年以内の雇用の場合、週当たり4日以内、1日当たり7時間以内の範囲で雇用するものとする。
- * 雇用は年度単位で行います。年度を跨いで雇用する場合には、改めて雇用申請を行ってください。
- * 原則、配属者等近親者の雇用は見あわせてください。

■研究者（業務依頼者）が作成する書類

業務開始前	●業務依頼届 ●臨時職員雇用申請書 ●臨時職員雇用条件チェックシート
業務終了後	●業務報告書 ●臨時職員雇用終了届 ※業務終了後、直ちに提出してください。

■作業従事者が作成する書類

※新規者が継続・経験者かによって提出書類が異なります。

書類名	新規者	経験者
●臨時職員SA・TA・RA登録申請書	提出	提出
●誓約書	提出 (本学学部生は不要)	不要
●個人番号届出書 ※①②いずれかの書類のコピーを貼付する ① <u>個人番号カード（両面）</u> ※個人番号カードは顔写真入りのICカードです。 ※通知カードとは異なります。 ② <u>通知カード及び顔写真入り身分証（学生証、在留カード、運転免許証など）</u> ※必ず作業従事者本人より研究支援課（車道は総務課）へ提出してください。	提出	過去に個人番号（マイナンバー）を提出したことがある人は不要
○扶養控除等申告書	任意提出	1～12月の間に学内で最初の雇用時に任意提出
○在留カード（コピー）	外国人(外国籍)のみ提出	以前の提出時から在留資格や在留期間の変更等がある場合、提出

■作業従事者が記載する書類（勤務前後）

業務日	●勤務状況表
-----	--------

1-2 支払報酬について

支払報酬とは、個人へ業務依頼する場合です。業務依頼は、本人に業務内容を説明し、了解を得てください。業務依頼の際は、必ず事前に研究支援課（車道は総務課）へご相談ください。単価は、謝礼という性格上、定められた単価はありませんが、支出に当たっては常識の範囲を超えない妥当な根拠による積算が必要となります。

○研究者（業務依頼者）が提出する書類

業務開始前	●業務依頼届
業務終了後	●業務報告書 ○領収書（現金で報酬を支払った場合） ○開催案内、報告、成果物 等

○作業従事者が提出する書類

業務開始後	●個人番号届出書（マイナンバー） ※①②いずれかの書類のコピーを貼付してください。 ① <u>個人番号カード（両面）</u> ※個人番号カードは顔写真入りのICカードです。通知カードとは異なります。 ② <u>通知カード及び顔写真入り身分証（学生証、在留カード、運転免許証など）</u>
-------	---

※過去に個人番号届出書（マイナンバー）、①②いずれかの書類のコピーを提出されていれば不要です。

※履歴書の提出を求める場合があります。

※必ず、作業従事者本人より研究支援課（車道は総務課）に提出してください。

1-3 業務委託について

業務委託とは、業者へ依頼する場合です。個人への業務委託は支払報酬となります。

取扱いについては、物品購入に準じます。

見積書、納品書、請求書（もしくは領収書）、成果物の写し等を提出してください。

参考

所得税法204条（報酬、料金等の範囲と種類）

報酬とは、所得税法上、以下のものを示します。

(1)	原稿料・著作権等の使用料・放送謝金等
	<p>(1)原稿の報酬 ①原稿料 ②演劇等の台本の報酬 ③口述の報酬④映画の筋書料 ⑤文・詩・歌・標語等の懸賞の入賞金 ⑥書籍等の編纂・監修料</p> <p>(2)挿絵・写真の報酬 ①書籍新聞雑誌等の書籍等の挿絵の報酬 ②雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬</p> <p>(3)作詞・作曲の報酬</p> <p>(4)レコード・テープ又はワイヤーの吹き込みの報酬</p> <p>(5)デザインの報酬</p> <p>(6)放送謝金 ラジオ放送、テレビジョン放送等の謝金等</p> <p>(7)著作権の使用料 書籍の印税、著作権の利用・出版権の設定対価</p> <p>(8)工業所有権の使用料</p> <p>(9)講演の報酬・料金 講演料</p> <p>(10)技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料 技芸、スポーツその他これらに類するもの（実技指導等）の教授もしくは指導又は知識の教授の報酬</p> <p>(11)脚本・脚色の報酬・料金</p> <p>(12)翻訳料</p> <p>(13)通訳料（2007年7月1日より）</p> <p>(14)校正の報酬・料金 書籍・雑誌等の校正の料金</p> <p>(15)書籍の装丁、速記の報酬、版下の報酬</p> <p>(16)投資助言業務に係る報酬料金</p>
(2)	弁護士、税理士、測量士等の報酬又は料金
	<p>弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・司法書士等への報酬 （個人のみが対象で、税理士法人等の法人に対しては、適用なし）</p>
(3)	診療報酬
	診療報酬
(4)	職業野球の選手、職業格闘家の報酬又は料金
	<p>野球選手・サッカー選手・プロゴルファーの報酬・料金 競馬の騎手・競輪選手 ファッションモデルの報酬（常時勤務は給与） 外交員・集金人への報酬</p>
(5)	芸能人の役務の提供を内容とする事業に対する報酬又は料金
	テレビ・演劇・映画などへの出演・演出・企画の報酬・料金
(6)	ホステス等の報酬・料金
	ホステス・コンパニオン等の報酬・料金
(7)	役務の提供を約することにより一時に取得する契約金
(8)	事業の広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金